

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	記憶する義務/記憶させる義務
Author(s)	クヴァンテ, ミハヤエル
Citation	ぷらくしす , 23 : 33 - 41
Issue Date	2022-03-31
DOI	
Self DOI	10.15027/52230
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00052230
Right	
Relation	



記憶する義務/記憶させる義務¹

ミヒャエル・クヴァンテ（ミュンスター大学副学長）

訳：後藤 弘志

時間は、いわば人間を形成する資源である。

ヴァルター・ブレッカー

人間人格は、時間意識を持つこと、そして、時間にまたがって存在する自らのあり方についての知を持つことによって、他の生物から区別される。個人が人生を歩むうえでも、人格の生を社会的に組織化するうえでも、時間と時間体験は、本質的な役割を負っている。未来へと向けられた予期および可能的世界状態を作り出す行為設計と並んで、過ぎ去ったことの再現前化を志向する記憶/想起は、われわれの実践的な世界内存在にとって、われわれの倫理学にとって、そしてわれわれの個人的および文化的アイデンティティにとって決定的な意義を持つ。

歴史上の人物の彫像は、ドイツでは„Denkmal“（記念碑/記念像）²と呼ばれる。また、ナチズム独裁体制期に国家社会主義者たちによって追放された人々の名前とその日付を記した記念碑/追悼の碑（Gedenksteine）は„Stolpersteine“（障害物/躓きの石）と呼ばれる。いずれの語も事象を正しく表しているし、教示に富んでいる。„Denk-mal!“には、彫像を、立ち止まってよく考えてみるためのきっかけにするという含意があるからである³。また、„Stolpern“はそもそも否定的なニュアンスを持ち、動きが不意に阻害されることを表している。„Stein des Anstoßes“と表現される場合、ある出来事・行為・事態が、論争・スキャンダル・争いの原因や対象になるというイメージが含まれている。これに対して、„Stolperstein“と表現される場合、このような否定的含意は消え去り、その代わりに、自然現象や意図的行為の経過が中断されるという意味がある。„über etwas stolpern“という言い回しは、通常ドイツ語では、興味深い情報・重要な示唆・価値ある事物にたまたま出くわすという意味で使用される⁴。かくして、„Denkmal“と„Stolpersteine“に共通し、本稿の問題設定にとって重要な中核的意味は、日常の経過の中断によって、反省し、立ち止まって意識化することへと導かれること、とまとめることができる。記憶は新たなつながり（例えばある場所とある歴史的出来事との間のつながり）を作り出し、それによって過ぎ去ったことを回顧するだけでなく、新たな認識を生み出す可能性を拓く。歴史の記憶は、過ぎ去った出来事についての情報を付け加えることにはとどまらない。それはまた、何らかの（例えばピタ

ゴラスの定理のような) 事態を思い出そうとする場合のように、それを呼び戻すということではない。記憶とは、過ぎ去ったことに対して、われわれの生きている現在にとって重要なつながりを作り出すことにある。その意味で、記憶は常に、未来を形成することへとつながっている。„Denkmal“と„Stolpersteine“という二つの表現はこのことを示唆しているのである。

1.

本稿において「義務」という概念で何を言い表そうとしているかを問う前に、本稿のタイトルの多義性または規定不十分な部分について説明しておきたい。日常生活において一般的なのは、「誰かに何かを思い出させる」という言い回しである。本稿のタイトルは、このうち「何かを」を端折ることによって記憶/想起という活動そのものへ注意を向けさせ、記憶すべき内容については度外視している。これによって、この意味での記憶が、身にふりかかってくるのではなく、心的行為を意味することが明らかとなる。すなわち、思い出すとは、能動的な行いであって受動的に何かを被ることではないということである。かくして、本稿のタイトルは、この行いが誰かに向けられている限りで、要求の表現である。以下では、ある人間人格（または人間人格の集団、さらには国家のような複雑な社会的形成物）から、別の人間人格（またはその集団）に向けられた要求としての記憶を念頭に置いて論述する。

規定不十分な要素の一つ目は、要求しているのはだれかを問うときに浮き彫りになる。この問いへの答えとして、根本的に異なる二つのケースを区別することができるからである。基本的なケースは、要求する人格と要求される人格が同一人物でない場合である。この場合、他者による要求が問題になっている。これとは根本的に異なるケースとして、要求する人格と要求される人格が同一人物である場合がある。この場合に問題になっているのは、自己への要求である。つまり、本稿のタイトルは、自己への要求か他者による要求かを区別していない点で二義的である。

規定不十分な要素の二つ目は、一つ目より見出しにくい。この要素は、社会集団がかかわるケースを考慮に入れると浮かび上がってくる。このケースはいくつかのバリエーションに区別することができる。記号 X は一人の人間人格、G-1 は要求する集団、G-2 は要求される集団を表すとする。これらの間の関係を「要求」と表現するなら、以下のケースが成り立つ。

- (i) 要求 (X; G-2)
- (ii) 要求 (G-1; X)
- (iii) 要求 (G-1; G-2)

これに関して、X がいずれかの集団に属するケース、あるいはまた両方の集団に属するケースを区別することができる。X が G-1 に属しているケースを G-1*、X が G-2 に属して

いるケースを G-2*と表すことにする。すると、以下の三つの組み合わせが追加される。

(i*) 要求 (X; G-2*)

(ii*) 要求 (G-1*; X)

(iii*) 要求 (G-1*; G-2*)

すなわち、ケース(i*)は、X が、自分の属している集団に要求するケースである（このケースの例としては、サッカーチームのキャプテンが、相手チームのコーナーキックの際にチームに対して、「ベンチで打ち合わせたことを思い出せ」と大声で指示する場面を思い浮かべてほしい）。ケース(ii*)は、ある集団が、そのメンバーの一人に対して、何かを思い出すよう要求するケースである（例えば、一つの住居で共同生活している集団が X に対して、今日は X の洗濯当番の日だということを思い出させようとするケースである）。ケース(iii*)は、集団 G-1 が集団 G-2 に対して、思い出すよう要求し、かつ、G-1 と G-2 の両方の集団に属する人間人格 X が（少なくとも）一人存在しているケースである（例えば、連立政権を形成するある政党の幹部が、政府に対して、自身の属する政党の綱領を思い出すよう要求する場合は、（政党の幹部としての）X が（政府のメンバーとしての）自身に対して、自身の属する政党の綱領を思い出すよう要求しているケースと考えることができる）。

以下での論述の際の用語として、X が自分に対して要求するケース（つまり、「要求 (X; X)」）を直接的な自己への要求、(i*)、(ii*)、(iii*)のケースを間接的な自己への要求と名づける。これに対して、(i)、(ii)、(iii)のケースは、他者による要求のバリエーションとして扱う。

以上のケース分類は分析的で、テクニカルな印象を与えるかもしれないが、人間人格としてのわれわれの自伝的生活および社会生活における記憶の役割を思い浮かべるなら、その内容を満たし、納得できるものにすることが可能である。ある集団から個人あるいは他の集団に対して行われる記憶への要求は、日常生活にふつうにみられる現象である。こうした要求は、自らの歴史の意識化、すなわち文化的記憶（Gedächtnis）⁵⁾に寄与する。それは犠牲者がかつて被った苦しみや集団がかつてもたらした功績を思い起こさせ、歴史的正義を保障することに寄与する。まとめていえば、記憶へのこうした要求は、（個々の集団であれ、民族であれ、国家であれ）文化的アイデンティティを形成し、保持することに寄与する。

自己への要求というケースは、それが〔自己内で完結する〕単一の要求であるため、他者への要求と比較して一層複雑かつ直観的に把握することが一層困難である。しかし、人間人格である限りで、われわれは特有の時間意識を持つのみならず、自分が時間をまたがって存在していることについての知も持っている。われわれはこうした知に、われわれの行為の中で、そして、われわれの人生を設計し、歩む仕方の中で、現実の形を与える。わ

れわれが誰であるのか、そして誰であろうと欲しているのか、どのような価値や規範を自分のものとして承認し、それと自己同一化するのかを形にするこの実践的アイデンティティは、自分にとっての価値や規範や決定を思い出すべしとの自己への要求の働きによって作り出され、成形され、安定的なものへともたらされる。換言すれば、ある人格が何らかの決定状況あるいは行為状況において、何かを思い起こすよう自分自身に対して要求する場合、このことは通常、この人格のパーソナリティを構成するような本質的な実践的アイデンティティにかかわることなのである。この場合、自分自身にとっての価値や規範を見失わないこと、言い換えれば、自分自身に忠実であることが重要である。簡潔に言えば、われわれが人間人格の自伝的アイデンティティの実践的あり方を十分解明すれば、自らの実践的アイデンティティを思い出せという自己への要求に対してわれわれが抱く、一見して奇妙であるとの印象は消え去るのである。このような直接的な自己への要求の対象としては、例えば、かつて引き受けた義務や自伝的な体験、しかも、それについての評価的価値づけが一人の人間人格の自伝的自己理解にとって構成的な意味を持つ義務や体験が挙げられる。

以上を踏まえると、間接的な自己への要求のケースも哲学的にうまく類型化して説明することができる。ある人格 X が自分の属する集団に対して評価的に関係するという事態を考えた場合（あるいはそれを追加条件として設定した場合）、集団帰属は人間人格の実践的アイデンティティにとって本質的な構成要素である。われわれが、現にそのような個的パーソナリティを持った人格であることには、われわれが何らかの集団の評価的自己像と肯定的な仕方で、あるいはまた拒絶的な仕方で自己同一化するという側面も属している。ある集団（あるいはその集団の自己像）と同意しつつ同一化することも、そうした自己像を批判的に拒否する姿勢も、実践的アイデンティティ形成の作用である。このようなアイデンティティ形成は、哲学的には、承認関係として説明することが可能である（したがって、本稿で使用する記号*は、論理的ないし形式的な関係ではなく、評価的關係、そしてわれわれが行為を通して現実の形にする関係を表している）。

2.

本稿が問題にしているのは、記憶する義務/記憶させる義務である。ではこの「義務」とは何を意味しているのだろうか。ここではこの語を、法的命令ではなく倫理的義務の意味で理解してほしい。ドイツにおいては、ナチズム独裁体制期にドイツ人が手を染めた人類に対する犯罪を否定することは、法的に禁止されている。とはいえ、これは歴史的事実を否定することを差し控えよという法的禁止であって、この歴史上の犯罪を記憶/想起することを命じる法的義務を伴っているわけではない。

本稿のテーマで通常われわれが想定するのは、他者あるいはわれわれ自身の特定の事実あるいは出来事を記憶/想起せよという倫理的義務である。哲学的にはこの義務の下に、さらに、それを果たさないことが倫理的誤りであるような義務と、それを果たすことは要

求されていないが、それを果たした場合には賞賛に値する、あるいは功績として評価されるような義務とを区別する。後者は、メタ倫理学の専門用語では「スーパーエロゲーション」⁶⁶と呼ばれる義務だが、本稿では後者の義務については論じない。本稿が問題にするのは、前者の意味の倫理的義務が存在するのか否かである。この問いに答える前に、さらなる哲学的区別を行っておく必要がある。すなわち、倫理的義務は、それだけを取り出して考察すれば（あるいは一見して自明な *prima facie*）所与のものと思えることができる義務と、あらゆる倫理的に重要な観点を考慮に入れて比較衡量した結果、倫理的に命じられているという評価に至った義務とがある（この意味で後者の倫理的評価は *all things considered* と形容される）。以下で問題にするのは、記憶する/記憶させることに対する一見して自明な倫理的な義務は存在するか否かという問いである。これで、本稿のタイトルについての予備的説明は終わりとする。

以上の説明で正確に規定されたこの問いへの回答を引き出すために、次のような回り道をしたい。まず、記憶する/記憶させることへのこうした一見して自明な倫理的義務が存在することに対する、非常に広範に受け入れられた反論を取り上げて、それを覆す。そして最後の第3節で、社会全体にとってそのような義務が存在することに賛成し、いかにして（記憶する/記憶させることへの一見して自明な倫理的義務の意味での）個人の義務を、人間人格の自伝的あり方の上に基礎づけることができるかを論じる。すなわち、人間人格〔の自伝的あり方〕から、記憶への倫理的に許容可能な義務を可能にするような様々な要求を引き出すことができるというのが、私のテーゼである。

ここで直ちに持ち上がるだろう反論は次のようなものである。

当時私はまだ生まれていなかった。したがってまた、関与もしていない。
それゆえ私には責任もない。

この反論は、一見する限りでは的を射ており、われわれの会話の中でも、直観的な防衛反応として、高い動機付けの力を再三発揮し続けている。そして、しばしばその論争は、「責任逃れだ」という非難へと転じる。こうなると、ある人格の基本的な姿勢に対する全面的な叱責に至り、出発点となった具体的論点は周辺に追いやられる。

しかしながら、この反論とそれへの再抗弁は、いずれも、記憶することに関する二つの疑わしい前提に基づいている。私に対して記憶の義務が帰せられるとき、同時に、この〈記憶の作業〉を行うことへの責任も帰せられている。しかしながら、このことは、この義務の帰属によって、私が記憶すべき事柄自体に対する責任も同時に私に帰せられていることを含意しているわけではない。この二つの領域を区別しない点に、第一の疑わしい想定がある。しかし、他の生活領域と同様、記憶においても、責任を負う権能の範囲は、自分の行為が原因となって（付随的に）引き起こしたことの範囲より広い。この二つの領域を同一視するのが、二つ目の疑わしい想定である。そして、たとえこの二つの疑わしい想定

を修正した場合にも、具体的ケースにおいて、私がこの出来事や事実を記憶する義務を持つことにどのような根拠があるのかという問題は残り続ける。

いつかは非難を続けるのをやめなければならない。

罪を負わせようとする側も、その罪を受け入れる側も、天秤の皿はもうこれ以上何も乗せることができないほどいっぱいなのだから。

この反論も第一の反論同様、最初はいかにも納得させられそうな力を発揮する。日常生活の多くの場面でわれわれは、叱責、制裁、批判を適切な程度において行うことを必要としているし、また、それを要求されることにも慣れ親しんでいる。それゆえそのような倫理的な非難が時間無制限で繰り返されたときには、不釣り合いなまでに罪が帰せられているのではないかという印象を引き起こすのはたやすい。

しかしながら、この反論もやはり誤った想定に基づくものであり、これを退けることは可能である。しかも、特定の犯罪に対して、「決して容赦することはできない」という立場をとった場合においてもである⁷⁷。的外れな前提とは、記憶することへの要求は常に罪の帰属として理解すべきであるという想定にある。ところがわれわれの日常生活の実践を振り返るならば、この種の要求がすべて罪の帰属という目的に寄与するものだとする想定はあまり納得のいくものではない。他方で、この前提を退けるなら、罪の帰属とは別のところに、この種の要求の機能と目的を設定するという挙証責任を負うことになる。

いつかは自己非難を続けるのをやめなければならない。

そうでなければ永遠に自己蔑視を続けることになるから。

歴史上の不正と向き合い、自らの（個人的および集会的）アイデンティティが問われる文脈で、この反論は非常に強い情緒的な力を発揮する。なぜならこの反対弁論は、義務の帰属を拒否するだけでなく、二つの困った結果について指摘しているからである。すなわち、自己非難の喚起、およびそれに伴う自己蔑視である。このようにこの反論は、義務の帰属を拒否するという防衛的目標に役立つだけでなく、積極的目標にも寄与する。それは（個人のレベルであれ集団のレベルであれ）自尊心の可能性と正当化を問題にしているからである。

この反論が問題にする二つの効果が、過去の不正を記憶せよという要求の心理的副作用、そしてその要求を果たすことによる心理的副作用として引き起こされる可能性があることには、異論の余地はない。さらに、人間人格も、もっと複雑な社会的形成物も、自尊心と自らの実践的アイデンティティの形成を必要としているという想定は、納得できることである。しかしこの反論は、記憶への要求は、（それを意図するか否かにかかわらず）かならず上の二つの効果を伴うだろうという、あまりに強い想定の上に立っている。

この反論を退けるためには、次の二つの条件を満たさなければならない。そのような要求を提出する人は、それによってどのような目標を追及しているのか（そしてどのような効果が生じるのを望んでいないか）を明示しなければならない。さらに、特定された副次的結果を回避できるような形で記憶を形成しなければならない。言い換えれば、他者に対して記憶の義務を帰属させる人は、それによって自らも、そのような記憶の作業を倫理的に適切な仕方でも可能なものとする義務を負う。

人生は前を向いて道を切り開いていくことを要求している。
絶えず過去によって妨げられていたのでは害になる。

この反論も一見した限りではいかにも納得できそうであり、〔記憶への〕要求を拒否するうえで魅力的である。しかしその魅力はそれだけにとどまらない。なぜなら、この反論の目標は、人間人格（およびその集合）に対して、実践的アイデンティティを確立し、自らの未来を能動的かつ自己決定によって形成することを可能にすることにあるからである。

しかしこの反対弁論も、不適切かつ強すぎる想定の上に立っている。記憶を要求する人は、要求が向けられた相手の自律と自己決定に基づいて人生を歩む能力を妨げるという意図をもってその要求を提出しているのだという想定は、納得できるものではない。また、自らの生活実践の一部をなす記憶が、そのような否定的な効果を必ず伴うという想定は、あまりに強すぎる。この想定の不正確さは、「絶えず」という特徴づけに潜んでいる。もしこの「絶えず」が、ある人格ないし集団が、何らかの過ぎ去ったものをすべての時点で記憶/想起することを要求しているとすれば、実際確かに否定的な影響をもたらされるように思われる。しかし、記憶の持続性は、このような意味でひっきりなしに記憶/想起することを求めているわけではない。求められているのはむしろ、そうした記憶の機会と場所を作り出し、この機会と場所を利用しようとするふさわしい構えを人間の中にはぐくむことである。

3.

以上、四つの反論を取り上げてきたが、これらの考察は、記憶の義務において問題になっているのは、一見して自明な倫理的義務であることを裏付けてくれる。第一に、一見して自明な倫理的義務は、それ以外の倫理的にもっと高次の財（例えば、人間人格の統合性や行為能力）によって規定することができる。第二に、この義務は、次のような前提に基づいている。一つは、記憶への要求によって意図されている目標を明確に示してコミュニケーションを行うことである。二つ目は、個々の人格、集団、社会全体の実践的アイデンティティに及ぼす可能性のある有害な影響を回避できるような仕方でも記憶を現実に形にしていこうということである。

さらに、人間人格も社会集団（ここでは簡便さのためにわれわれの社会における集団について論じる）も、自己決定によって、成功する人生を歩み、安定した社会制度を形成し、維持するためには、実践的アイデンティティを形成する必要があるという事実も、そのような倫理的義務を支持している。自らの自伝的および集合的（文化的）過去と向き合うことへの共通理解は、そのような実践的アイデンティティを形成するための本質的要素であり、重要な原動力である。したがって社会には、記憶を可能にするという業務を陶冶と教育の使命とみなすことが課せられる。われわれはこの記憶への社会的義務を、適切な制度的機会（記念日、教育システムなど）の創出と、記憶/想起のためのふさわしい場所を作り出すという仕方で果たすことが可能である。

社会が提供するこうした仕組みの目標は、個人の罪や、さらには自伝的あるいは個人的人格の（犯人としての）責任帰属を意図したものではないことを明確にしたうえで、個々人がふさわしい姿勢を形成できるよう仕向けることにある。これと同時に、個々人の歴史的ルーツについて各自が批判的に反省するという作業が、個々人の実践的アイデンティティの、つまりは個々のパーソナリティの本質的な構成要素であることをしっかりと伝えなければならない。そこにおいて記憶という作業は、それが個人の自律の尊重の表現であるためには、歴史上の出来事や事実に対する姿勢の多様性を認めるものでなければならないだろう。そして同時に、われわれは、この多様な観点の間に交流を促し、批判的対話を可能にしなければならない。これによってわれわれは、個々人が自己意識を持って、批判的かつ反省的に自分や集団の過去と向き合うことを可能にすることができるのである。

次のように言い換えてもよい。民主主義社会は、適切な制度を提供することを通じて、その構成員に対して、自らの文化的ルーツについての歴史的意識を発達させるよう要求しなければならない。それと同時に民主主義社会は、個々人が持つ評価的態度に余地を認めなければならない。これらを達成するためには、われわれはそうした意識の成立を可能にする制度的空間を作り出し、様々な記憶を批判的対話の中で生き生きと仕方で保持し、かつ能動的に生み出すためのフォーマットを構築しなければならないのである。

訳注

- ¹ 本稿は、英語で行われたワークショップ〈記憶〉での講演の原稿に加筆・修正して、出版用に作成されたドイツ語原稿の翻訳である。原題は、**Die Pflicht (sich) zu erinnern**。**erinnern** は、他動詞で用いられる場合は「誰かに何かを思い出させる」「忘れないよう促す」を意味し、**sich** を伴って再帰動詞として使われた場合は、「思い出す」「覚えている」を意味する。以下では、この語が持つこれら四つの意味を「記憶」で代表させるか、「記憶/想起」と併記した。「思い出させる/思い出す」という意味で用いられていることが明らかな場合は「想起」の語を当てた個所もある。
- ² **Denk** は英語の **think** にあたる動詞 **denken** の語幹、**Mal** はしるし・標識を意味する。この次に出てくる **Gedenksteine** は **Denkmal** の類義語である。

- ³ „Denk-mal!“の Denk は、動詞 denken の命令形、mal は、「(もう) 一度」「ちょっとまあ」を意味する副詞であり、多少の言葉遊びである。
- ⁴ „über ... stolpern“には、「何かに躓く」という意味のほかに、「何か/誰かに出くわす」という意味もある。
- ⁵ 原語 Gedächtnis は「記憶 (力)」を意味する名詞。Duden によれば、これも動詞 denken の派生語で、語源的には「何かを考えること」を意味する。
- ⁶ 義務以上の善行、神学の用語としては、神に命じられた以上の仕事、余剰功德。
- ⁷ Prinzipiell unverzeihlich? In: *Praxis* 19 (2018), 65-81. 後藤弘志訳「原理的に容赦不可能?」、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター編『ぷらくしす 19』(2018)、83-96 を参照。クヴァンテはそこで、決して許すことのできない行為においても、それを行った人格に対する赦しは可能であるとして、和解への理論的可能性を指し示している。